○藤岡市企業誘致促進条例施行規則

平成15年3月18日
規則第9号
改正　平成18年3月31日規則第25号
平成19年3月30日規則第42号
平成20年3月28日規則第17号
平成21年3月31日規則第25号
平成24年3月27日規則第13号
平成24年4月2日規則第21号
平成25年4月4日規則第23号
平成26年1月30日規則第3号

藤岡市企業誘致促進条例施行規則(昭和60年規則第4号)の全部を改正する。

(趣旨)

第1条　この規則は、藤岡市企業誘致促進条例(平成15年条例第11号。以下「条例」という。)の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条　この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1)　新設　市内に新たに事業所を設置し、又は既存事業所以外の場所に新たに事業所を設置することをいう。

(2)　増設　事業規模を拡大する目的をもって、既存の事業所を拡張するため設置した施設をいう。

(3)　研究施設　高度な技術を製品の開発に利用するための試験若しくは研究を行う施設又は製造の事業に関する試験若しくは研究開発を行う施設をいう。

(4)　投下固定資産額　事業所を新設又は増設するため必要な固定資産(地方税法(昭和25年法律第226号)第341条第1項第1号に規定するもの)の取得価格の合計額をいう。

(企業)

第3条　条例第2条第1号の規定による産業は、統計法(平成19年法律第53号)第2条第9項に規定する統計基準である日本標準産業分類に掲げる産業のうち、次の各号に定めるものとする。

(1)　E―製造業

(2)　G―情報通信業

(3)　H―運輸業、郵便業のうち次に掲げるもの

鉄道業

道路旅客運送業

道路貨物運送業

水運業

航空運輸業

倉庫業

運輸に附帯するサービス業

(4)　R―サービス業のうち次に掲げるもの

自動車整備業

機械修理業

電気機械器具修理業

産業用設備洗浄業

(5)　K―不動産業、物品賃貸業のうち次に掲げるもの

総合リース業

産業用機械器具賃貸業

事務用機械器具賃貸業

(6)　L―学術研究、専門・技術サービス業のうち次に掲げるもの

自然科学研究所

デザイン業

非破壊検査業

機械設計業

2　前項に定めるもののほか、特に経済効果が高く新規雇用が見込まれる産業

(事業所設置奨励金の条件及び額)

第4条　条例第3条第1項第1号の規定による奨励金の額は、新設の場合は土地(建物延面積に5を乗じて得た面積を上限する。)、建物及び償却資産に係る固定資産税及び都市計画税相当額の合計額に、増設の場合は増設のため新たに取得した土地(増設した建物延面積に5を乗じて得た面積を上限とする。)、建物及び償却資産に係る固定資産税相当額及び都市計画税相当額の合計額に、次の各号に掲げる割合を乗じて得た額とする。

(1)　初年　100分の80以内

(2)　2年目　100分の50以内

(3)　3年目　100分の30以内

(4)　4年目　100分の20以内

(5)　5年目　100分の20以内

2　前項の奨励金は、第9条第3号の規定による指定事業者を除く。

(雇用促進奨励金の条件)

第5条　条例第3条第1項第2号の規定による規則で定めるものは、新規雇用された者で、事業開始から1年経過時まで引き続き本市に居住し、住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)第5条の規定により本市の住民基本台帳に登録され、雇用されているものをいう。

(緑地設置奨励金の条件)

第6条　条例第3条第1項第3号の規則で定める緑地は、次のいずれかに該当するものする。

(1)　工場立地法(昭和34年法律第24号)の適用を受ける緑地

(2)　第9条第6号に規定する企業が、当該工業団地内において、前号の緑地に準ずるものとして設置した緑地

(端数計算)

第7条　各奨励金の額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(優遇措置の指定の申請)

第8条　条例第4条の規定により優遇措置の指定を受けようとする事業者は、優遇措置の指定申請書(様式第1号)に次の書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1)　定款の写し又はそれに代わるもの

(2)　法人の登記簿謄本

(3)　印鑑証明書

(4)　直近3営業年度の決算書の写し

(5)　建築基準法(昭和25年法律第201号)第6条第1項の確認済証の写し

(6)　建築物等配置計画書及び土地利用計画図(縮尺500分の1程度)

(7)　売買契約書の写し

(8)　賃貸借契約書の写し

(9)　その他参考資料

2　市長は、前項各号に掲げる書類のうち必要がないと認めるときは、書類の提出を省略させることができる。

3　優遇措置の指定の申請は、事業開始の日の60日前の日までに行わなければならない。

(優遇措置の指定の要件)

第9条　条例第5条に規定する優遇措置の指定の要件は、次に掲げるとおりとする。

(1)　1,000平方メートル以上の土地に事業所を新設するもので、建物及び設備等に係る投下固定資産が1億円以上で、かつ、5人以上の者を新規雇用すること。

(2)　既存建物延べ面積に2分の1を乗じた面積を超える建物を増築するもので、増築に係る建物及び設備等に係る投下固定資産が1億円以上で、かつ、10人以上の者を新規雇用すること。

(3)　既存事業所を購入又は賃借し新たに事業開始する場合、購入又は賃借の日から1年以内に事業開始し、かつ、10人以上の者を新規雇用すること。

(4)　ソフトウェア業及び自然科学研究所において研究施設を新設するもので、建物及び設備に係る投下固定資産が1億円以上、当該業務に使用する面積が200平方メートル以上、当該業務に常時従事する者が5人以上で、かつ、新規雇用があること。

(5)　製造業において研究施設を新設するもので、建物及び設備に係る投下固定資産が1億円以上、当該業務に使用する面積が1,000平方メートル以上、当該業務に常時従事する者が20人以上で、かつ、新規雇用があること。

(6)　群馬県、藤岡市及び藤岡市土地開発公社が分譲又は賃貸する工業団地に立地する企業

2　前項第1号から第3号の規定にかかわらず、旧鬼石町の区域における優遇措置の指定の要件は、次に掲げるとおりとする。

(1)　1,000平方メートル以上の土地に事業所を新設するもので、建物及び設備等に係る投下固定資産が5千万円以上で、かつ、3人以上の者を新規雇用すること。

(2)　既存建物延べ面積に2分の1を乗じた面積を超える建物を増築するもので、増築に係る建物及び設備等に係る投下固定資産が5千万円以上で、かつ、5人以上の者を新規雇用すること。

(3)　既存事業所を購入又は賃借し新たに事業開始する場合、購入又は賃借の日から1年以内に事業開始し、かつ、5人以上の者を新規雇用すること。

(優遇措置の指定及び通知)

第10条　市長は、条例第5条第1項の優遇措置の指定を行うときは優遇措置の指定書(様式第2号)により、指定を行わないときは優遇措置の不指定書(様式第3号)により当該申請者に通知するものとする。

(変更の申請及び承認)

第11条　条例第6条第1項の変更の申請は、優遇措置の指定内容変更申請書(様式第4号)により市長に行うものとする。この場合において、市長が必要と認めるときは、指定事業者は、その変更に係る事実を証する書類を添付しなければならない。

2　条例第6条第2項の規定による承認は、優遇措置の指定内容変更承認書(様式第5号)により行うものとする。

(事業開始の報告)

第12条　指定事業者は、事業開始の日から30日以内に事業開始報告書(様式第6号)に市長が必要と認める書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(事業廃止又は休止の届出)

第13条　指定事業者は、事業を廃止し、又は休止しようとするときは、あらかじめ、事業廃止(休止)届(様式第7号)により市長に届け出なければならない。

(優遇措置の指定の取消し)

第14条　市長は、条例第7条第1項の規定により優遇措置の指定を取り消したときは、優遇措置の指定取消通知書(様式第8号)により当該事業者に通知するものとする。

(奨励金の交付の申請)

第15条　条例第8条第1項の規定により奨励金の交付を受けようとする事業者は、奨励金交付申請書(様式第9号)により市長に申請しなければならない。

2　前項の規定による申請の期間及び奨励金交付申請書に添付する書類は、別表のとおりとする。

(奨励金の交付の通知)

第16条　市長は、奨励金を交付するときは、奨励金交付通知書(様式第10号)により当該指定事業者に通知するものとする。

(地位の承継)

第17条　指定事業者の事業を承継した事業者は、優遇措置の指定承継申請書(様式第11号)に市長が必要と認める書類を添えて、市長に申請しなければならない。

2　市長は、前項の規定による申請を承認したときは、優遇措置の指定承継承認通知書(様式第12号)により当該事業者に通知するものとする。

(雑則)

第18条　この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附　則

1　この規則は、平成15年4月1日から施行する。

附　則(平成18年規則第25号)

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

附　則(平成19年規則第42号)

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附　則(平成20年規則第17号)

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附　則(平成21年規則第25号)

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

附　則(平成24年規則第13号)

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

附　則(平成24年規則第21号)

この規則は、公布の日から施行する。

附　則(平成25年規則第23号)

この規則は、公布の日から施行する。

附　則(平成26年規則第3号)

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

別表(第15条関係)

奨励金の種類	申請の期間	添付書類
事業所設置奨励金	事業開始の日以後の各年度の固定資産税及び都市計画税の最終の納期限の日から2か月以内の期間	(1)　固定資産税及び都市計画税を納期限までに完納したことを明らかにする書類 (2)　償却資産証明 (3)　その他市長が必要と認める書類
雇用促進奨励金	事業開始の日の1年後から2か月以内の期間	(1)　新規雇用従業員名簿(住所、氏名、生年月日、雇用年月日) (2)　雇用保険被保険者資格取得等確認通知書の写し (3)　その他市長が必要と認める書類
緑地設置奨励金	事業開始の日から1年以内の期間	(1)　緑地設置に係る事業実績報告書(様式第13号) (2)　緑地を設けるのに要した費用の支

		払を明らかにする書類 (3)　用地内の緑地配置図 (4)　その他市長が必要と認める書類

様式第１号(第８条関係)

年　　月　　日

（あて先）藤岡市長

申請者　所在地
名　称
代表者　　㊞

優遇措置の指定申請書

藤岡市企業誘致条例に基づく優遇措置の指定を受けたいので、申請します。

事　業　計　画　書

1　申請者の概要

（1）既存事業の概要

事業の沿革			
事業の内容			
業種		対象業種業歴	年
資本金(出資金)	千円	従業員数	人

（2）　既存事業所の概要(　　年　　月　　日現在)　　(単位：m²、人)

既存事業所の名称	所在地	敷地面積	延床面積	従業員数	業務内容 (業種等)

（３）　取引実績(直近３営業年度分、決算期　　月)　　(単位：千円)

		期	期	期
売上額				
部門別売上内訳				
経常利益				

2　設置予定事業所の概要(計画)

<table>
<tr><td>事業の用に供する施設の用途</td><td colspan="4">工場　営業所　試験研究所　店舗　その他(　　)
(名称：　　)</td></tr>
<tr><td>附帯施設の用途</td><td colspan="4">倉庫　作業所　配送所　その他(　　)</td></tr>
<tr><td>所在地</td><td colspan="4">藤岡市</td></tr>
<tr><td>規模等</td><td colspan="4">土地　　m²　建物(建築面積)　　m²
延床面積　　m²　構造　　造　　建
店舗面積　　m²</td></tr>
<tr><td>工事予定期間</td><td colspan="4">着手：　年　月　日　完了：　年　月　日</td></tr>
<tr><td>事業開始予定日</td><td colspan="2">年　月　日</td><td>用途地域</td><td></td></tr>
<tr><td rowspan="2">事業所における従業員数</td><td colspan="2">全従業員数(予定)</td><td colspan="2">人(男　人、女　人)</td></tr>
<tr><td colspan="2">新規雇用する人数(予定)
うち市内居住者　(予定)</td><td colspan="2">人(男　人、女　人)
人(男　人、女　人)</td></tr>
<tr><td>土地売買契約(予定)日</td><td colspan="2">年　月　日</td><td>賃貸借契約(予定)日</td><td>年　月　日</td></tr>
<tr><td>登記(予定)日</td><td colspan="2">土地：　年　月　日</td><td colspan="2">建物：　年　月　日</td></tr>
<tr><td rowspan="2">緑地設置事業</td><td>緑地設置事業の有無</td><td colspan="3">有　無</td></tr>
<tr><td>事業費予定額</td><td colspan="3">円</td></tr>
</table>

3　事業費の内訳(計画)

区　　分	種別・数量等	価　　額	所　有　者
土　　地		千円 (　　円／m²)	
建　　物		千円 (　　円／m²)	
構　築　物		千円	
機　械　装　置		千円	
緑　地　設　置		千円	
そ　の　他		千円	
合　　計		千円	―――

4　資金計画

区　　分	金　　額
自己資金	千円
借入金	千円
その他	千円
合　　計	千円

様式第2号(第10条関係)

優 遇 措 置 の 指 定 書

藤岡市指令(　　)第　　号
所在地
名　称
代表者　　様

藤岡市企業誘致条例に基づく優遇措置について、下記のとおり指定します。

年　　月　　日

藤岡市長　　印

記

1　指定の要件　藤岡市企業誘致条例施行規則第9条第　　号に該当

2　事業内容

3　対象となる助成金の種類

4　指定番号

5　事業所の名称

6　事業所の所在地

7　事業所の代表者氏名

8　指定の条件

様式第3号(第10条関係)

優 遇 措 置 の 不 指 定 書

藤岡市指令(　　)第　　号
所在地
名　称
代表者　　様

藤岡市企業誘致条例に基づく優遇措置について、下記の理由により指定しません。

年　　月　　日

藤岡市長　　印

記

1　指定しない理由

2　事業所の名称

3　事業所の代表者氏名

様式第4号(第11条関係)

年　　月　　日

(あて先)藤岡市長

指定事業者　所在地
名　称
代表者　　印

優遇措置の指定内容変更申請書

藤岡市企業誘致条例に基づく優遇措置の指定を受けた内容を変更したいので、下記のとおり申請します。

記

1　指定番号

2　変更の内容

変更事項	変更前	変更後	変更年月日	変更理由

3　添付書類

様式第5号(第11条関係)

優遇措置の指定内容変更承認書

藤岡市指令(　　)第　　号
所在地
名　称
代表者　　様

藤岡市企業誘致条例に基づく優遇措置の指定内容の変更について、下記のとおり承認します。

年　　月　　日

藤岡市長　　印

記

1　指定番号

2　変更の内容

変更事項	変更前	変更後	変更年月日	変更理由

3　追加し、又は変更する指定の条件

様式第6号(第12条関係)

年　　月　　日

(あて先)藤岡市長

指定事業者　所在地
名　称
代表者　　印

事　業　開　始　報　告　書

藤岡市企業誘致条例に基づく優遇措置の指定を受けた事業所において事業を開始したので、下記のとおり報告します。

記

1　指定番号

2　事業所の名称

3　事業所の所在地

4　事業所の代表者氏名

5　事業を開始した日　　年　　月　　日

6　新規雇用した者の人数　　人(うち市内居住者　　人)

7　添付書類

様式第7号(第13条関係)

年　　月　　日

(あて先)藤岡市長

指定事業者　所在地
名　称
代表者　　印

事 業 廃 止 (休 止) 書

藤岡市企業誘致条例に基づく優遇措置の指定を受けた事業所における事業を(廃止・休止)するので、届け出ます。

記

1　指定番号

2　廃止(休止)予定年月日　　年　　月　　日

3　廃止(休止)理由

様式第8号(第14条関係)

優遇措置の指定取消通知書

所在地
名　称
代表者　　様

藤岡市企業誘致条例に基づく優遇措置の指定を取り消したので、下記のとおり通知します。

年　月　日

藤岡市長　　印

記

1　指定番号

2　取消しの理由

3　既に交付した助成金がある場合の処置

様式第9号(第15条関係)

年　　月　　日

(あて先)藤岡市長

指定事業者　所在地
名　称
代表者　　印

奨 励 金 交 付 申 請 書

藤岡市企業誘致条例に基づく奨励金の交付を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

1　指定番号

2　奨励金交付申請額

奨 励 金 の 名 称	交　　付　　申　　請　　額
事業所設置奨励金	円
雇用促進奨励金	円
緑地設置奨励金	円

3　添付書類

様式第10号(第16条関係)

奨 励 金 交 付 通 知 書

藤岡市指令(　　)第　　号
所在地
名　称
代表者　　様

藤岡市企業誘致条例に基づく奨励金について、下記のとおり交付します。

年　　月　　日

藤岡市長　　印

記

1　指定番号

2　奨励金の名称

3　交付決定額　　円

様式第11号(第17条関係)

年　　月　　日

(あて先)藤岡市長

申請者　所在地
名　称
代表者　　印

優遇措置の指定承継申請書

藤岡市企業誘致条例に基づく優遇措置の指定の地位を承継したいので、下記のとおり申請します。

記

1　事業所の名称

2　事業所の所在地

3　指定事業者

(1)　指定番号

(2)　事業所の名称

(3)　事業所の所在地

(4)　事業所の代表者氏名

4　承継者

(1)　事業所の名称

(2)　事業所の所在地

(3)　事業所の代表者氏名

5　承継しようとする理由

6　添付書類

様式第12号(第17条関係)

優遇措置の指定承継承認通知書

藤岡市指令(　　)第　　号
所在地
名　称
代表者　　様

藤岡市企業誘致条例に基づく優遇措置の指定の地位の承継について、下記のとおり承認したので通知します。

年　　月　　日

藤岡市長　　印

記

1　指定番号

2　事業所の名称

3　事業所の所在地

4　承継年月日　　年　　月　　日

5　承継の内容

様式第13号(別表関係)

年　　月　　日

(あて先)藤岡市長

指定事業者　所在地
名　称
代表者　　印

緑地設置に係る事業実績報告書

藤岡市企業誘致条例に基づく緑地設置に係る事業実績について、下記のとおり報告します。

記

1　指定番号

2　緑地を設けるのに要した費用　　円

3　添付書類

様式第1号(第8条関係)

様式第2号(第10条関係)

様式第3号(第10条関係)

様式第4号(第11条関係)

様式第5号(第11条関係)

様式第6号(第12条関係)

様式第7号(第13条関係)

様式第8号(第14条関係)

様式第9号(第15条関係)

様式第10号(第16条関係)

様式第11号(第17条関係)

様式第12号(第17条関係)

様式第13号(別表関係)